

選挙時における体育館の使用について

文京スポーツセンターは、公職選挙法等による投票所及び開票所に指定される場合がある。指定された場合には、文京区選挙管理委員会の指示に従い、協力すること。
なお、実際の使用場所及び時間については、選挙管理委員会との協議による。

(1) 使用期間及び施設

① 使用日

投票日前日 9:00(投票所設営)から投票日翌日 18:00(開票所撤去完了)まで

② 使用区分

・投票日前日(土)

多目的室、その他(壁打テニス場・駐車場)……全日使用

・投票日当日(日)

競技場・卓球場・多目的室・スポーツ多目的室・会議室・その他(壁打テニス場・駐車場)…全日使用

剣道場・柔道場・弓道場・プール・トレーニングルーム…夜間枠(18:00)使用

・投票日翌日(月)

競技場・卓球場・多目的室・その他(壁打テニス場・駐車場)…開票所撤去完了(18:00 予定)まで

③ その他

・投票日前々日(金)

臨時電話設置…2階管理事務室保管

FAX・コピー機設置…1階倉庫(1)保管

車椅子配送…2階救護室保管

選挙公報…受付横等に設置(選挙当日までの約1週間)

横断幕…区議会議員・区長選のみ正面玄関右側に設置

(告示日から選挙当日まで)